

四万十町教育委員会会議録（令和6年4月定例会）

1. 日 時 令和6年4月9日（火）午前9：00～午前10：10

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長	山脇 光章				
教育委員	横山 順一	谷口 和史	野中 裕子	西谷 史	
事務局	教育次長	浜田 章克			
	生涯学習課	課長 今西 浩一			
	学校教育課	課長 長森 伸一	副課長 真城 和也		
		教育対策監 浜口 千茶			
	教育研究所	所長 野村 泰子			

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名（横山委員）

(4) 議題

①承認第 1号 専決処分の承認について

②承認第 2号 専決処分の承認について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

①四万十町子ども・子育て会議委員の変更について

②四万十町少年補導センター運営協議会委員について

③高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

(7) その他

6. 議 事

教育長：それでは、ただ今より第1回の教育委員会を開催します。

「承認第1号専決処分の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

（事務局より、①承認第1号 専決処分の承認について、を説明する。）

教育長：ただいま説明がありました。米奥小学校の学校運営協議会委員の変更についてござい

ます。

この件について何かございますでしょうか？

変更後の委員さんの名簿は議案資料のとおりです。

特にないですかね。それでは、「承認第1号専決処分の承認について」は、承認していただけますでしょうか？

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして「承認第2号同じく専決処分の承認」を議題といたします。事務局より提案の説明をお願いします。

(事務局より、②承認第2号 専決処分の承認について、を説明する。)

教育長 : 承認第2号について、ただいま説明がありました。この件について何かご質問等あればお願いいたします。

教育長 : よろしいですか。

それでは、「承認第2号専決処分の承認について」は、承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして日程5、「協議事項」はございません。日程6、「報告事項」に移りたいと思います。まず「四万十町こども子育て会議委員の変更について」を報告案件とします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、四万十町こども子育て会議委員の変更について、を説明する。)

教育長 : 「四万十町こども子育て会議委員の変更について」ただいま、報告説明がありましたけど、この件について何かございませんでしょうか。

横山委員 : 意見ではないんですけど。子育て会議の設置条例第3条は変更になってますよね。

生涯学習課長 : この組織につきましては資料2ページの方、ご覧いただけたらと思います。

第3条に組織とありまして、次に掲げるものの中から選任をすることになっています。

まず、こどもの保護者、こども子育て支援に関する事業に従事するもの。それからこども子育て支援に関し学識経験のあるもの、その他町長が適当と認めるっていう枠組みがあります。条例改正前の条例につきましては、この中にですね。町の職員というものがありました。それで私どもが入っているわけですが、こども子育て支援法については、市町村とか生涯学習課をはじめ、健康福祉課でありますとか、町の機関が子ども子育てに関する事業を計画し策定するにあたって、外部の皆様の意見を聞くっていう会議ですので、本来は町の職員が入らない方が望ましいということで、一旦条例のほうは改正をしております。ただ、すでに任命はしておりますので、町の職員もおるわけですが、今後についてはそういったところを適正な形で運用させていただきたいということで、今回、条例を改正させていただいたものでございます。

教育次長 : 条例改正は3月議会で議決を得て、今の内容になっています。ただ委員さんおる者を変更せずに当て直したという感じになっていますので、これをもう1年やる間に内容、委員さんの選任について改めて考えたいというところなんです。

横山委員： わかりました。

教育長： よろしいでしょうか。

3条関係の組織の2号改正に該当すると思いますが、常にこの分野で委嘱していますので、今後、新規条例の改正に基づき、また新たに委嘱する場合は新たな条例の3条に基づいてということになると思います。

他になれば、次へいきたいと思います。「四万十町少年補導センター運営協議会委員について」を報告案件といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、四万十町少年補導センター運営協議会委員について、を説明する。)

教育長： 資料4ページ、四万十町少年補導センター運営協議会委員の新たな名簿がございます。この件について何かありますでしょうか？

横山委員： 前回までは委嘱理由の欄がある資料がついてたんですけど、役職もはっきりしてるので、どういった方かっていうのは分かりますけど、前回までは最後に推薦理由がついた資料も入っていたので、そういうものをつけてもらえれば、尚わかりやすいかなとおもいます。

次長： 町長が任命しているので、その推薦理由については特につけてないところですけど、必要があればまた検討させていただきたいと思います。前回、ご指示いただきました図書館運営協議会の委員さんについては、推薦理由を改めてお配りをしたところですよ。個人の方の経験等に基づいて選任をする前には、お示しをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

教育長： 規則、条例等に基づく組織の区分や資料の掲載方法について検討させていただき、わかりやすい表記に努めたいと思います。他はございませんでしょうか？

全委員： ないです。

教育長： それでは、続きまして報告事項③「高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査(四万十町)」について」を報告案件とします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査(四万十町)について、を説明する。)

教育長： ただいま報告がありました。今回、令和5年度この一年間の調査結果となっております。

横山委員： 小学校が増加傾向ですね。大体10人ぐらいやったけど、もう20人に近づいてきてるみたいなの、けど(6)の支援の好転率ですかね。それが良くなっているのでも学校の取り組みで効果が少し上がってきているかなというふうに思いますけど、前回よりも高くなっているの。けど小学校はちょっと心配ですね。

結構、平成2、3年ころは3人とか4人やったがやけど、それからずっともう13人とか12人になって今回18人とかね、ちょっとこう増加傾向なので。

けど、好転率は高くなっているの、やってもらうんだらうから。若干名、1名とか3名。中学校が良くなってきたので。好転率もいいじゃないですかね中学校ね。

谷口委員： いいですか。今、その横山委員が言われた好転率が良くなっている8人、44.4、去年は22.2。その良くなった。対策をした主な要因というのはどんなところですか。

浜口政策監： 継続して登校できるようになったり、欠席リスクが減少している。この表から見てです。

が、この上のところにあります（3番）、兆しが見られた段階で初期対応を実施した児童や（4番）のSSWが参加した校内支援会で支援内容を検討したとか、長期90日以上の子童に対しては、これに応じた相談を受けているといったところが結果に反映されているのかなというふうに思っていますが。

谷口委員：ということは、今後も対策を講じていけば、その目が潰していけるということですか。

そうとは限らない。

横山委員：難しいですね。

教育長：研究所の所長、どうぞ。

所長野村：以前より浜口対策監言ったように相談っていう件数がこう圧倒的に多くなって。その原因をこう突き詰めるということは、あまりしていませんけども、私が考えるところではその保護者が、子供の様子を困って相談に来ると、SCなりSSWなりが、いろんな関係機関に繋いでいく。保護者が安心する。保護者が安心すると、子供たちはやっぱり安心して、時々でも学校に行けるようになるのかなというふうに考察はしております。昨年度から、言語聴覚士の先生が来たことで圧倒的に関係機関につながる幅っていうのは広がったように思います。

谷口委員：いろいろ不登校とか長期欠席とか、あるいはいじめ、暴力。ヤングケアラーとか児童虐待とかいう総称でいくと、全国的に見たら決して人数が少ないとは思えない部分もありますが、要は、児童生徒数は減っていきませんが、これに応じてやっぱり体制もいわゆる、SCとかSSWとの関係も足りているのかどうか、今の体制でそこらへんはどうですか？

所長野村：SSWは窪川の方が一名公募してましたけども、来ない状況です。持ってる案件は大変多くて、今の人数で足りているとは言えないんです。

谷口委員：ということは1人来たらある程度、満たされるということですか？

所長野村：分散することは考えられますが、非常に経験がないと、いろいろ子供に関わった経験だとか、社会福祉士持ってますよとか。そういうふうな形ででも、なかなかそれをこうやっていうのが難しいので、でもやっぱり1人来て、最初はできなくても、その今おる齋藤SSWのもとでやっていただくと経験を積むことができるとは考えていますが。

教育次長：人がおったらというもんじゃないけど、経験があって、適任者がいれば相当違う場じゃないかなということで、募集もしたところですが、ただ、申し込みがなくてね。残念な状況に今なっております。

谷口委員：ということは、今2人が頑張りゆうということよね。ということは多少無理もいきゆうということよね。

横山委員：継続はできる。お仕事何年経ったら一度やめないかんとかっていうかがない。いや、あります。更新で一年ずつの更新だと思います。で継続はできる。

教育次長：継続は会計年度任用職員なので一応3年位で縛りはある。昔の臨時職員みたいに3年で1回切らないかんとっていうことはもうない。また3年間やってもらうという継続が可能なので。

教育長：就学前から高校までのケース環境がありますので、その点をつなぐ。やっぱり相談員SSWの役割が大事ですが、この分野も人材不足というか、人材確保がここ数年出来ておりません。人材の情報がありましたらお知らせいただきたいと思います。先ほど言いましたが、令和5年度の状況がこういう状況です。また、秋ごろに高知県全体の状況も出てきますので2学期の始めには、また1学期の状況と高知県全体のこの調査について、またお知らせもできると思います。はい、よろしいでしょうか。

それでは③の高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査について、は終了させて

いただきます。

ありがとうございます。

続いて、7「その他」に移りたいと思います。その他でありませんか事務局の方はないですかね。その他がなければ、日程に移りたいと思います。

それでは以上を持ちまして、本日の日程は全て終了しました。

(閉会)

5月の定例委員会予定 令和6年5月13日（月）

教育長 : _____

署名人 : _____